

専決処分について（日立市市税条例の一部を改正する条例
の制定について）

日立市市税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市市税条例の一部を改正する条例

(日立市市税条例の一部改正)

第1条 日立市市税条例(昭和25年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

25 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第23条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第30条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 日立市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64

条」に、「第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を「第 6 3 条若しくは第 6 4 条」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 2 5 項中「附則第 6 2 条」を「附則第 6 4 条」に改める。

附則第 2 3 条中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 3 1 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 6 0 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 3 4 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 3 2 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令

和 1 5 年度」とあるのは、「令和 1 6 年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。